

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉 田 晃 敏

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

u003c/div>

改 正 案			現 行		
(略)			(略)		
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この規程は、令和3年3月29日から施行し、改正後の別表1は、令和3年3月12日から適用する。</p>					
<p>別表</p> <p>1 保険適用外の料金</p>			<p>別表</p> <p>1 保険適用外の料金</p>		
区分		金額	区分		金額
(略)		円	(略)		円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
処置料等	分べん介助料 1児	210,000	処置料等	分べん介助料 1児	210,000
	(略)			(略)	
	婦人科腫瘍予防料			婦人科腫瘍予防料	
	診察のみ 初診	<u>8,800</u>		診察のみ 初診	<u>6,284</u>
	再診	<u>1,100</u>		再診	<u>1,049</u>
	<u>ワクチン接種料 (ガーダシル)</u>			<u>ワクチン接種料</u>	
	初診	<u>23,100</u>		初診	<u>20,951</u>
	再診	<u>15,400</u>		再診	<u>15,716</u>
	<u>ワクチン接種料 (シルガード) (新設)</u>				
	初診 (新設)	<u>33,000</u> (新設)			
	再診 (新設)	<u>25,300</u> (新設)			
	(略)			(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

**【改正理由】**

婦人科腫瘍予防料において、国内で新たなワクチンが承認されたため自費料金を設定するとともに、既存のワクチンについても料金体系を見直すため、所要の改正を行う。

(略)